

# 定期報告に関する記載方法

## （特定建築物編）

「令和1年7月1日 改訂版」

「令和2年4月1日 改訂版」

（一財）なら建築住宅センター

## 目 次

|                    | 頁  |
|--------------------|----|
| 1 建築基準法抜粋          | 2  |
| 2 定期報告制度の改正について    | 3  |
| 3 定期調査の業務基準について    | 4  |
| 4 定期調査報告の有資格者について  | 4  |
| 5 定期調査報告書の記載について   | 4  |
| 6 定期調査報告書の綴り方      | 6  |
| 7 定期調査報告書の記載方法について | 8  |
| 8 調査結果表について        | 16 |
| 9 調査結果図について        | 24 |
| 10 関係写真について        | 26 |

## 1 建築基準法抜粋

奈良県内の内、**3市の特定行政庁(奈良市・橿原市・生駒市)**における建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条に基づく特定建築物定期調査報告書の記載方法等の取り扱いについて解説するものです。

### 建築基準法抜粋

(報告、検査等)

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

(以下省略)

## 2 定期報告制度の改正について

### 1)改正経緯

近年、福山市のホテル火災(H24年)、長崎市のグループホーム火災(H25年)、福岡市の診療所の火災(H25年)など多数の死者が出ている火災事故が続いています。これらの事故において被害が拡大した原因の一つとして、建築物が適法な状態で管理されていなかったことが掲げられていますが、こうした事態を踏まえ、建築基準法が改正され(建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号))、平成28年6月1日に施行されました。

その後も、糸魚川市の糸魚川大火(H28年)、埼玉県のアスクル物流センター火災(H29年)、大宮市の風俗ビル火災(H29年)等重大な火災事故が続いています。

また、防火設備について奈良県では、平成30年4月1日から運用開始になり、それに伴い特定建築物報告書の様式も改正されました。

### 2.)改正概要

報告対象となる建築物等の見直しも行われ、政令で一律に定めるもの及び特定行政庁が定めるものの2通りが対象となりました。

また、定期調査・検査の項目、事項、方法、是正の要否等の基準が、特定建築物・昇降機・遊戯施設・建築設備・防火設備のそれぞれについて国土交通省告示で具体的に定められ、あわせて、報告書の様式が変更され、検査の試験結果等の添付書類が追加されました。

特定建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表については、平成20年3月10日付、国土交通省告示第282号により定められています。

改正 令和元年6月21日 国土交通省告示第200号  
改正 建築基準法施行令の一部改正（施行日 令和2年4月1日）

### 3 定期調査の業務基準について

定期調査の基準や定期調査報告書の記載上の注意点については、建築基準法施行規則に定められており、報告書に添付する調査結果表等の記載方法等については、下記の書籍で解説がされています。なお、これらに定められていない内容については本書の取扱いによります。

○ 特定建築物定期調査報告書……特定建築物定期調査業務基準

発行 一般財団法人 日本建築防災協会

### 4 定期調査報告の有資格者について

定期調査報告の有資格者については、建築基準法第12条に以下のとおり規定されています。

**「一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者」**

とし、調査報告書には、調査者の資格を正確に記載する必要があります。

### 5 定期調査報告書の記載について

定期調査報告書の記載に際しては、(注意)欄を熟読の上、記載して下さい。

報告内容の不一致や記載漏れ、記載間違い、印字不良等提出前に十分注意して下さい。

また、二重線等で訂正された場合は、調査者の訂正印が必要となります。

定期調査報告書の様式については、当センターのホームページよりダウンロードできます。

一般財団法人なら建築住宅センターホームページ <http://www.zainara-kjc.net/>

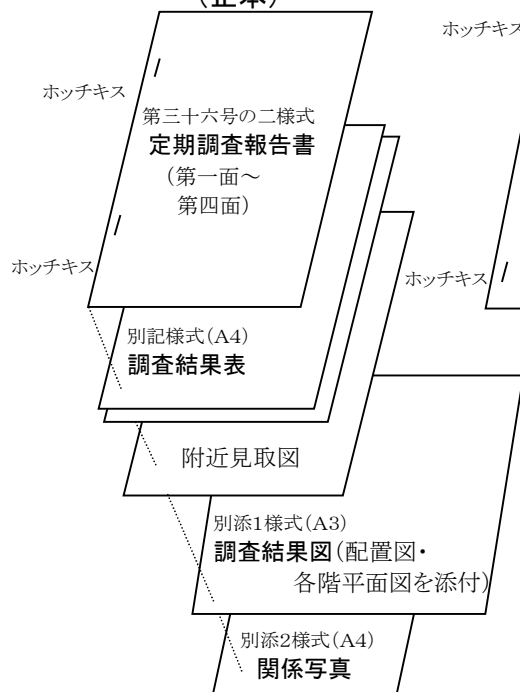
**\* 当センターのホームページより最新版をダウンロードしてご利用下さい。**

## 6 定期調査報告書の綴り方

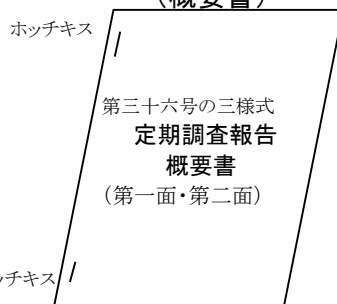
平成28年度より①～③を全て提出してください。

※④については、支援サービスのご利用者のみ提出してください。

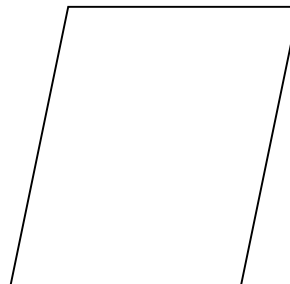
### ①特定行政庁用 (正本)



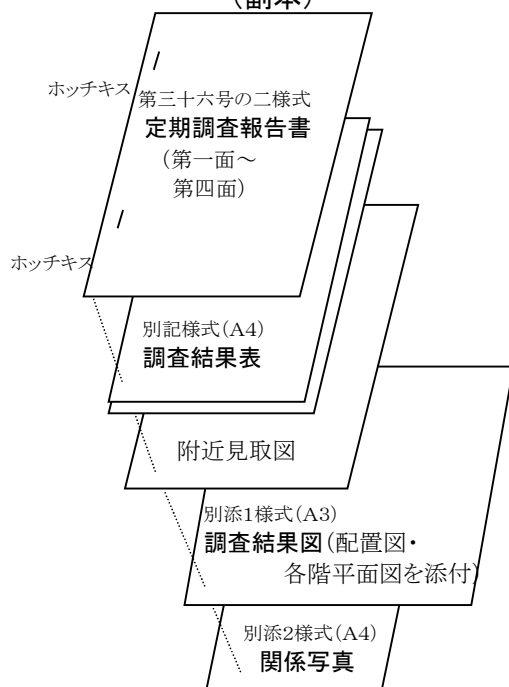
### ②特定行政庁用 (概要書)



### ③支援サービス利用確認票 及び報告書作成用エクセルファイル使用願い



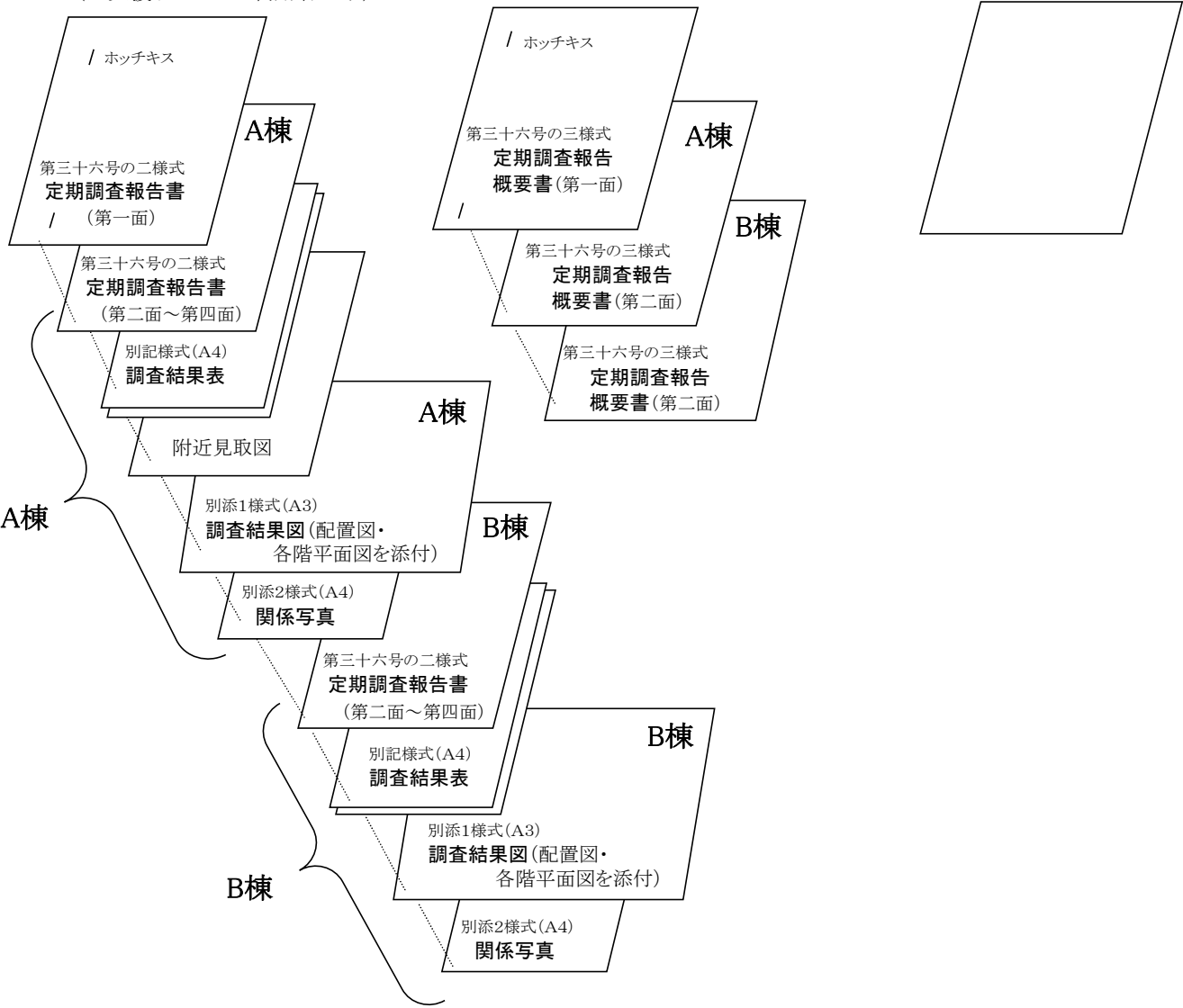
### ④所有(管理)者用(※支援サービスご利用者のみ) (副本)



定期調査報告書の綴り方（同一敷地内に複数棟ある場合）

平成28年度より①～③を全て提出してください。  
※④については、支援サービスのご利用者のみ提出してください。

- ①特定行政庁用×1部  
④所有(管理)者用×1部  
(※支援サービスご利用者のみ)
- ②特定行政庁用×1部
- ③支援サービス利用確認票  
及び報告書作成用エクセルファイル使用願い



7 定期調査報告書の記載方法について

一般財団法人 なら建築住宅センター

第三十六号の二様式（第五条関係）（A4）

定期調査報告書  
(第一面)

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、  
事実と相違ありません。  
特定行政庁 奈良市長 様

|             |             |            |   |
|-------------|-------------|------------|---|
| 令和 〇年 〇月 〇日 | 株式会社 ホテル△△△ | 代表取締役 特田建吉 | 印 |
| 報告者氏名       | 防災 太郎       |            | 印 |
| 調査者氏名       | 防災 太郎       |            | 印 |

|             |                 |                   |  |
|-------------|-----------------|-------------------|--|
| 【1.所有者】     |                 |                   |  |
| 【イ.氏名のフリガナ】 | カブシキガイシャ ホテル△△△ | ダイエウトリシマリヤ トクダケンキ |  |
| 【ロ.氏名】      | 株式会社 ホテル△△△     | 代表取締役 特田建吉        |  |
| 【ハ.郵便番号】    | 〇〇〇-〇〇〇〇        |                   |  |
| 【ニ.住所】      | 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇    |                   |  |
| 【ホ.電話番号】    | 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇    |                   |  |

|             |  |  |  |
|-------------|--|--|--|
| 【2.管理者】     |  |  |  |
| 【イ.氏名のフリガナ】 |  |  |  |
| 【ロ.氏名】      |  |  |  |
| 【ハ.郵便番号】    |  |  |  |
| 【ニ.住所】      |  |  |  |
| 【ホ.電話番号】    |  |  |  |

|             |                     |                            |                  |
|-------------|---------------------|----------------------------|------------------|
| 【3.調査者】     |                     |                            |                  |
| (代表となる調査者)  |                     |                            |                  |
| 【イ.資格】      | (一級)建築士<br>特定建築物調査員 | (大臣)登録第<br>第△△△△号<br>(奈特建) | △△△△<br>△△△<br>号 |
| 【ロ.氏名のフリガナ】 | ホウサイ タロウ            |                            |                  |
| 【ハ.氏名】      | 防災 太郎               |                            |                  |
| 【ニ.勤務先】     | 防災一級建築事務所           | (奈良県)知事登録第                 | △△△△号            |
| 【ホ.郵便番号】    | 〇〇〇-〇〇〇〇            |                            |                  |
| 【ヘ.所在地】     | 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇        |                            |                  |
| 【ト.電話番号】    | 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇        |                            |                  |

|             |                    |                       |             |
|-------------|--------------------|-----------------------|-------------|
| (その他の調査者)   |                    |                       |             |
| 【イ.資格】      | ( )建築士<br>特定建築物調査員 | ( )登録第<br>第号<br>(奈特建) | 号<br>号<br>号 |
| 【ロ.氏名のフリガナ】 |                    |                       |             |
| 【ハ.氏名】      |                    |                       |             |
| 【ニ.勤務先】     | ( )建築士事務所          | ( )知事登録第              | 号           |
| 【ホ.郵便番号】    |                    |                       |             |
| 【ヘ.所在地】     |                    |                       |             |
| 【ト.電話番号】    |                    |                       |             |

|             |                |  |
|-------------|----------------|--|
| 【4.報告対象建築物】 |                |  |
| 【イ.所在地】     | 奈良県奈良市〇〇町〇丁目〇〇 |  |
| 【ロ.名称のフリガナ】 | ホテル△△△         |  |
| 【ハ.名称】      | ホテル△△△         |  |
| 【ニ.用途】      | 旅館             |  |

|                |                                                                                                               |  |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 【5.調査による指摘の概要】 |                                                                                                               |  |
| 【イ.指摘の内容】      | <input checked="" type="checkbox"/> 要是正の指摘あり ( <input type="checkbox"/> 既存不適格 ) <input type="checkbox"/> 指摘なし |  |
| 【ロ.指摘の概要】      | 補強コンクリートブロック塀に著しいひび割れ・傾斜、外壁タイルにクラック有り                                                                         |  |
| 【ハ.改善予定の有無】    | <input checked="" type="checkbox"/> 有 (令和 〇年 12月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無                             |  |
| 【ニ.その他特記事項】    |                                                                                                               |  |

|          |             |        |
|----------|-------------|--------|
| ※受付欄     | ※特記欄        | ※整理番号欄 |
| 平成 年 月 日 | 様式A4_200401 |        |
| 第 号      | 様式D4_200401 |        |
| 係員印      |             |        |

台帳番号は、案内文書に記載された番号を記入してください。

提出先の特定行政庁に合わせて記入してください。(奈良市長、橿原市長、生駒市長の  
各市長になります。)

提出日を記入してください。(調査終了日から60日以内にセンターあてに報告してください)

建築物の管理者を記入してください。  
また、所有者と管理者が異なる場合は「管理者の氏名」を報告者氏名の欄に記入してください。  
自書の場合には捺印が不要となっていますが、なるべく捺印して下さい。

フリガナも記入してください。

所有者と同じ場合、このように書いてもかまいません。

代表となる調査者について記入してください。

(一財)なら建築住宅センターへの「特定建築物 定期調査業務登録証」番号を記入してください。

建築士の資格で調査業務を行う場合、必ず事務所登録番号を書き込んでください。

調査者が1人の場合は記入する必要はありません。  
(その他の調査者〔有資格者〕が2人以上の場合は別紙に記入し添付してください)

(第三面)の【2.調査の状況】各イ欄のいずれかにおいて「☐要是正の指摘あり」に「レ」点マーク  
を入れた場合、この欄にも「レ」点マークを入れてください。

(第三面)の【2.調査の状況】各ロ欄に記入した指摘を記入してください  
記入欄が不足する場合は、別紙に記入し添付してください。  
敷地内に複数棟がある場合は棟ごとに記入してください。また、棟数が多い場合で記入出来ないとき  
は、別紙を作成して添付してください。「既存不適格」の項目については、当該欄への記入が不要です。  
又、「既存不適格」の項目を記入された場合は( )書きをしてください。

(第三面)の【2.調査の状況】各ハ欄に記入した改善予定年月日のうち最も早いものを記入してくだ  
さい。

改善の予定が無い場合でロ内に「レ」点マークが入るときは、要是正の指摘の内容が全て既存不適格の  
建築物である場合に限りです。

既存不適格のロ内に「レ」点マークが入るのは、(第三面)の【2.調査の状況】各イ欄で要是正の指  
摘ありが全て「既存不適格」の場合のみで、「既存不適格」とそれ以外の要是正の指摘が混在するとき  
は、ロ内に「レ」点マークを入れないでください。

指摘された事項以外に、特に報告すべき事項があれば記入してください。



前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】

令和 〇年 7月 21日実施

【ロ. 前回の調査】

未実施

（令和 〇〇年 6月 25日報告）

□未実施

□今回初調査

未実施

（令和 〇〇年 6月 25日報告）

□未実施

□対象外

未実施

（令和 〇〇年 5月 17日報告）

□未実施

□設置なし

実施

（令和 年 月 日報告）

□未実施

□設置なし

【ハ. 建築設備の検査】

未実施

（令和 〇〇年 6月 25日報告）

□未実施

□対象外

【ニ. 昇降機等の検査】

未実施

（令和 〇〇年 5月 17日報告）

□未実施

□設置なし

【ホ. 防火設備の検査】

□実施

（令和 年 月 日報告）

□未実施

□設置なし

【2. 調査の状況】

（敷地及び地盤）

【イ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり（□既存不適格）

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

補強コンクリートブロック塀に著しいひび割れ、傾斜が生じている

□指摘なし

【ハ. 改善予定の有無】

有（令和 〇年 1 2月に改善予定）

□無

（建築物の外部）

【イ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり（□既存不適格）

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

外装タイルにクラックあり

□指摘なし

【ハ. 改善予定の有無】

有（令和 〇年 1 2月に改善予定）

□無

（屋上及び屋根）

【イ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり（□既存不適格）

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

□指摘なし

【ハ. 改善予定の有無】

有（令和 年 月に改善予定）

□無

（建築物の内部）

【イ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり（□既存不適格）

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

□指摘なし

【ハ. 改善予定の有無】

有（令和 年 月に改善予定）

□無

（避難施設等）

【イ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり（□既存不適格）

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

□指摘なし

【ハ. 改善予定の有無】

有（令和 年 月に改善予定）

□無

（その他）

【イ. 指摘の内容】

要是正の指摘あり（□既存不適格）

□指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

□指摘なし

【ハ. 改善予定の有無】

有（令和 年 月に改善予定）

□無

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】

（該当する室）

【イ. 該当建築材料の有無】

□有（飛散防止措置無）（

□有（飛散防止措置有）（

□無

□不明

【ロ. 措置予定の有無】

有（令和 年 月に改善予定）

□無

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

【イ. 耐震診断の実施の有無】

□有

□無（令和 年 月に実施予定）

□対象外

【ロ. 耐震改修の実施の有無】

□有

□無（令和 年 月に実施予定）

□対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】

□有

□無

【ロ. 不具合等の記録】

□有

□無

【ハ. 改善の状況】

□実施済

□改善予定（令和 〇年 1月に改善予定）

□予定なし

【6. 備考】

〔注〕この第三面は、対象となる建物（棟）ごとに作成してください。

今回の調査の終了日を記入して下さい。

今回初調査とは、検査済証交付後に免除の年度が過ぎ、初めての調査対象年度に該当する場合、又は制度改正で初めて調査対象年度に該当する場合に□内に「レ」点マークを入れて下さい。

未実施とは、既に報告年度に達しているが以前に報告をしていない建物の場合のみ□内に「レ」点マークを入れて下さい。

前回の調査・検査報告書の提出日を記入して下さい。  
（前回報告書の副本第1面の右下の受付印の日付となります。）

〔調査の状況〕で「敷地及び地盤」から「その他」の調査内容は、別記の（A4）調査結果表の1．敷地及び地盤から6．その他の調査項目に該当します。

別記（A4）様式の調査結果表において是正が必要と認められるときは、「□要是正の指摘あり」の□内に「レ」点マークを入れて下さい。

「指摘の概要欄」には指摘内容を記入してください。「既存不適格」の項目については、当該欄の記入が不要です。又「既存不適格」の項目を記入した場合は（ ）書きをしてください。

指摘内容が既存不適格の場合、又は既存不適格とそれ以外の要是正の指摘が混在する場合に（□既存不適格）欄の□内に「レ」点マークを入れて下さい。

注（第一面）5欄イと（第三面）2欄の各イで既存不適格の□内に「レ」点マークを入れる取り扱いが異なります。ご注意ください。

吹付石綿及び吹付ロックウールで石綿を添加した建築材料（建築基準法第28条の2の規定）について記入してください。

吹付石綿等が無い場合は□無に「レ」点マークを入れて下さい。

吹付石綿等の有無又は含有量が不明の場合は□内に「レ」点マークを入れて下さい。  
注この場合は（第三面）6．備考欄に「石綿の有無又は含有量の分析検査を要する」旨を記入してください。

不具合等とは、屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常作動等をいいます。

所有者又は管理者から建築物等に係る保守管理の状況について聞き取り調査を行い、その際に把握した内容が防災上及び衛生上支障となるのか検討し、支障を生じると考えられるものを記入します。

\* 防火設備の有無について確認をさせていただきます。

建築物等に係る不具合等の状況

(第四面)

| 不具合等を把握した年月 | 不具合等の概要       | 考えられる原因   | 改善(予定)年月 | 改善措置の概要等   |
|-------------|---------------|-----------|----------|------------|
| 令和 0年4月     | 外壁部取付・広告塔一部脱落 | 経年劣化に伴うもの | 令和 0年1月  | 広告塔の新規取付替え |
|             |               |           |          |            |
|             |               |           |          |            |
|             |               |           |          |            |
|             |               |           |          |            |

[注]前回の調査日以降に不具合を把握していない場合は、第四面は添付する必要はありません。

前回の調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち、今回の調査報告書の（第三面）の2欄において、指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。

- ・ 既に改善を実施している場合は、実施年月日を記入して下さい。
- ・ 改善予定がある場合は、その年月を記入して下さい。
- ・ 改善を行う予定がない場合は、「－」マークを記入して下さい。

既に改善を実施している場合、又は行う予定がある場合には、具体的措置を記入して下さい。又、改善を行う予定がない場合には、その理由を記入して下さい。

当該不具合等が生じた原因として考えられるものを書き入れて下さい。

不具合等の概要を記入して下さい。

不具合等とは、屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常作動等をいいます。

所有者又は管理者から建築物等に係る保守管理の状況について聞き取り調査を行い、その際に把握した内容が防災上及び衛生上支障となるのか検討し、支障を生じると考えられるものを記入します。

調査結果表

結果表で赤字は令和2年4月改訂

|              |          |       |       |
|--------------|----------|-------|-------|
| 当該調査に関与した調査者 |          | 氏　名   | 調査者番号 |
|              | 代表となる調査者 | 防災　太郎 |       |
|              | その他の調査者  |       |       |

| 番号   | 調　査　項　目            | 対象外項目                                 | 調査結果                                    |     |       | 担当調査者番号 |  |
|------|--------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------|-----|-------|---------|--|
|      |                    |                                       | 指摘なし                                    | 要是正 | 既存不適格 |         |  |
| 1    | 敷地及び地盤             |                                       |                                         |     |       |         |  |
| (1)  | 地盤                 | 地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況                     |                                         | ○   |       |         |  |
| (2)  | 敷地                 | 敷地内の排水の状況                             |                                         | ○   |       |         |  |
| (3)  | 敷地内の通路             | 敷地内の通路の確保の状況                          |                                         | ○   |       |         |  |
| (4)  |                    | 有効幅員の確保の状況                            |                                         | ○   |       |         |  |
| (5)  |                    | 敷地内の通路の支障物の状況                         |                                         | ○   |       |         |  |
| (6)  | 塀                  | 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況       |                                         | ○   |       |         |  |
| (7)  |                    | 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況     |                                         |     | ○     |         |  |
| (8)  | 擁壁                 | 擁壁の劣化及び損傷の状況                          | ○                                       |     |       |         |  |
| (9)  |                    | 擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況                     | ○                                       |     |       |         |  |
| 2    | 建築物の外部             |                                       |                                         |     |       |         |  |
| (1)  | 基礎                 | 基礎の沈下等の状況                             |                                         | ○   |       |         |  |
| (2)  |                    | 基礎の劣化及び損傷の状況                          |                                         | ○   |       |         |  |
| (3)  | 土台（木造に限る。）         | 土台の沈下等の状況                             | ○                                       |     |       |         |  |
| (4)  |                    | 土台の劣化及び損傷の状況                          | ○                                       |     |       |         |  |
| (5)  | 外　壁                | 躯体等                                   | 外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況       |     | ○     |         |  |
| (6)  |                    |                                       | 木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                       | ○   |       |         |  |
| (7)  |                    |                                       | 組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                      | ○   |       |         |  |
| (8)  |                    |                                       | 補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況            | ○   |       |         |  |
| (9)  |                    |                                       | 鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                      | ○   |       |         |  |
| (10) |                    | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況 |                                         | ○   |       |         |  |
| (11) |                    | 外装仕上げ材等                               | タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況 |     |       | ○       |  |
| (12) |                    |                                       | 乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況               | ○   |       |         |  |
| (13) |                    |                                       | 金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況                | ○   |       |         |  |
| (14) |                    |                                       | コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況            | ○   |       |         |  |
| (15) | 窓サッシ等              | サッシ等の劣化及び損傷の状況                        |                                         | ○   |       |         |  |
| (16) |                    | はめ殺し窓のガラスの固定の状況                       |                                         | ○   |       |         |  |
| (17) | 外壁に緊結された広告板、空調室外機等 | 機器本体の劣化及び損傷の状況                        |                                         | ○   |       |         |  |
| (18) |                    | 支持部分等の劣化及び損傷の状況                       |                                         | ○   |       |         |  |
| 3    | 屋上及び屋根             |                                       |                                         |     |       |         |  |
| (1)  | 屋上面                | 屋上面の劣化及び損傷の状況                         |                                         | ○   |       |         |  |
| (2)  | 屋上周り（屋上面を除く。）      | パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況                  |                                         | ○   |       |         |  |
| (3)  |                    | 笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況                     |                                         | ○   |       |         |  |

[注]この調査結果表は、対象となる建物(棟)ごとに作成してください。

(第一面)の3欄に記入した調査者名を記入してください。

調査者が1人の場合は、調査者番号等の記入は不要です。

調査した結果、指摘が無ければ「指摘なし」の欄に○印を記入してください。

調査した結果、要是正と判定した場合は、「要是正」の欄に○印を記入してください。

該当しない調査項目がある場合は「対象外項目」の欄に○印を記入してください。

記入対象は組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀となります。金網フェンス及び鉄筋コンクリート造の塀は該当しません。  
注　金網フェンス等について報告が必要な場合は「その他報告事項」として特記事項の欄に記入してください。

構造種別により選択してください。

記入の対象となるのは、外壁のタイル、石張り、モルタル塗等です。内壁仕上げタイル等は該当しません。

3階以上が対象です。

陸屋根が該当します。



|      |                                      |                                            |                                                     |                       |                       |                       |  |
|------|--------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|
| (4)  | 屋根                                   | 金属笠木の劣化及び損傷の状況                             |                                                     | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| (5)  |                                      | 排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況                    |                                                     | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| (6)  |                                      | 屋根の防火対策の状況                                 | <input type="radio"/>                               |                       |                       |                       |  |
| (7)  | 機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）                  | 屋根の劣化及び損傷の状況                               | <input type="radio"/>                               |                       |                       |                       |  |
| (8)  |                                      | 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況                    |                                                     | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| (9)  |                                      | 支持部分等の劣化及び損傷の状況                            |                                                     | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| 4    | 建築物の内部                               |                                            |                                                     |                       |                       |                       |  |
| (1)  | 防火区画                                 | 令第112条第11項から13項までに規定する区画の状況                |                                                     |                       | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |  |
| (2)  |                                      | 令第112条第1項、第4項、第5項又は7項から第10項までの各項に規定する区画の状況 | <input type="radio"/>                               |                       |                       |                       |  |
| (3)  |                                      | 令第112条第18項に規定する区画の状況                       | <input type="radio"/>                               |                       |                       |                       |  |
| (4)  |                                      | 防火区画の外周部                                   | 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況           |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (5)  |                                      |                                            | 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況       |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (6)  | 壁の室内に面する部分                           | 躯体等                                        | 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況                          | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| (7)  |                                      |                                            | 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況                         | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| (8)  |                                      |                                            | 補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況               | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| (9)  |                                      |                                            | 鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況                         | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| (10) |                                      |                                            | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況      |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (11) |                                      | 耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）           | 準耐火性能等の確保の状況                                        |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (12) |                                      |                                            | 部材の劣化及び損傷の状況                                        |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (13) |                                      |                                            | 鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況                                   | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| (14) |                                      |                                            | 給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況                    |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (15) |                                      | 令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁                     | 令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況                           |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (16) |                                      | 令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分              | 室内に面する部分の仕上りの維持保全の状況                                |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (17) | 床                                    | 躯体等                                        | 木造の床躯体の劣化及び損傷の状況                                    | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| (18) |                                      |                                            | 鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況                                   | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| (19) |                                      |                                            | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況                |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (20) |                                      | 耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）            | 準耐火性能等の確保の状況                                        |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (21) |                                      |                                            | 部材の劣化及び損傷の状況                                        |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (22) |                                      |                                            | 給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況                    |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (23) | 天井                                   | 令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分             | 室内に面する部分の仕上りの維持保全の状況                                |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (24) |                                      |                                            | 室内に面する部分の仕上りの劣化及び損傷の状況                              |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (25) |                                      | 特定天井                                       | 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況                                  | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| (26) | 防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸 |                                            | 区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況                                |                       | <input type="radio"/> |                       |  |
| (27) |                                      |                                            | 居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況 | <input type="radio"/> |                       |                       |  |
| (28) |                                      |                                            | 昭和48年建設省告示第2563号第1第一号ロに規定する基準についての適合の状況             |                       | <input type="radio"/> |                       |  |

陸屋根が該当します。

勾配屋根が該当します。

竪穴区画の状況をチェックしてください。

面積区画の状況をチェックしてください。

異種用途区画の状況をチェックしてください。

構造種別により選択してください。

構造種別により選択してください。

|      |                  |                                                                             |                                 |   |   |  |  |
|------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---|---|--|--|
| (29) |                  | 防火扉又は戸の開放方向                                                                 |                                 | ○ |   |  |  |
| (30) |                  | 常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損                          |                                 | ○ |   |  |  |
| (31) |                  | 常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況                                                           |                                 | ○ |   |  |  |
| (32) |                  | 常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況                                                |                                 | ○ |   |  |  |
| (33) |                  | 常閉防火扉等の固定の状況                                                                |                                 | ○ |   |  |  |
| (34) | 照明器具、懸垂物等        | 照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況                                                         |                                 | ○ |   |  |  |
| (35) |                  | 防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況                                                |                                 | ○ |   |  |  |
| (36) | 居室の採光及び換気        | 採光のための開口部の面積の確保の状況                                                          |                                 | ○ |   |  |  |
| (37) |                  | 採光の妨げとなる物品の放置の状況                                                            |                                 | ○ |   |  |  |
| (38) |                  | 換気のための開口部の面積の確保の状況                                                          |                                 | ○ |   |  |  |
| (39) |                  | 換気設備の設置の状況                                                                  |                                 | ○ |   |  |  |
| (40) |                  | 換気設備の作動の状況                                                                  |                                 | ○ |   |  |  |
| (41) |                  | 換気の妨げとなる物品の放置の状況                                                            |                                 | ○ |   |  |  |
| (42) | 石綿等を添加した建築材料     | 吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況 | ○                               |   |   |  |  |
| (43) |                  | 吹付け石綿等の劣化の状況                                                                | ○                               |   |   |  |  |
| (44) |                  | 除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況                                             | ○                               |   |   |  |  |
| (45) |                  | 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況                                               | ○                               |   |   |  |  |
| 5    | 避難施設等            |                                                                             |                                 |   |   |  |  |
| (1)  | 令第120条第2項に規定する通路 |                                                                             | 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況          |   | ○ |  |  |
| (2)  | 廊下               |                                                                             | 幅の確保の状況                         |   | ○ |  |  |
| (3)  |                  |                                                                             | 物品の放置の状況                        |   | ○ |  |  |
| (4)  | 出入口              |                                                                             | 出入口の確保の状況                       |   | ○ |  |  |
| (5)  |                  |                                                                             | 物品の放置の状況                        |   | ○ |  |  |
| (6)  | 屋上広場             |                                                                             | 屋上広場の確保の状況                      | ○ |   |  |  |
| (7)  | 避難上有効なバルコニー      |                                                                             | 避難上有効なバルコニーの確保の状況               | ○ |   |  |  |
| (8)  |                  |                                                                             | 手すり等の劣化及び損傷の状況                  | ○ |   |  |  |
| (9)  |                  |                                                                             | 物品の放置の状況                        | ○ |   |  |  |
| (10) |                  |                                                                             | 避難器具の操作性の確保の状況                  | ○ |   |  |  |
| (11) | 階段               | 階段                                                                          | 直通階段の設置の状況                      |   | ○ |  |  |
| (12) |                  |                                                                             | 幅の確保の状況                         |   | ○ |  |  |
| (13) |                  |                                                                             | 手すりの設置の状況                       |   | ○ |  |  |
| (14) |                  |                                                                             | 物品の放置の状況                        |   | ○ |  |  |
| (15) |                  |                                                                             | 階段各部の劣化及び損傷の状況                  |   | ○ |  |  |
| (16) |                  | 屋内に設けられた避難階段                                                                | 階段室の構造の状況                       | ○ |   |  |  |
| (17) |                  | 屋外に設けられた避難階段                                                                | 屋内と階段との間の防火区画の確保の状況             | ○ |   |  |  |
| (18) |                  |                                                                             | 開放性の確保の状況                       | ○ |   |  |  |
| (19) |                  | 特別避難階段                                                                      | バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況          | ○ |   |  |  |
| (20) |                  |                                                                             | 階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況 | ○ |   |  |  |
| (21) |                  |                                                                             | 付室等の排煙設備の作動の状況                  | ○ |   |  |  |
| (22) |                  |                                                                             | 付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況         | ○ |   |  |  |
| (23) |                  |                                                                             | 物品の放置の状況                        | ○ |   |  |  |
| (24) | 排煙設備等            | 防煙壁                                                                         | 防煙区画の設置の状況                      |   | ○ |  |  |
| (25) |                  |                                                                             | 防煙壁の劣化及び損傷の状況                   |   | ○ |  |  |
| (26) |                  |                                                                             | 可動式防煙壁の作動の状況                    | ○ |   |  |  |
| (27) |                  | 排煙設備                                                                        | 排煙設備の設置の状況                      |   | ○ |  |  |
| (28) |                  |                                                                             | 排煙設備の作動の状況                      | ○ |   |  |  |
| (29) |                  |                                                                             | 排煙口の維持保全の状況                     |   | ○ |  |  |

窓その他の開口部で居室の床面積の1/20確保について。

無窓居室、火気使用室、劇場・集会場等の換気設備について。

吹付石綿等が無い場合は、4(42)～(45)欄は「対象外項目」とし、(第三面)[3. 石綿を添加した建築材料の調査状況] イ、当該建築材料の有無欄の無に「レ」点マークを入れてください。  
天井等により吹付石綿等の有無が不明の場合 4(42)は要是正、4(43)は対象外とし、4(4)・(45)は飛散防止措置について状況を記入してください。

この場合(第三面)6. 備考欄に「石綿の有無又は含有量の分析検査を要する」旨を記入してください。

5階以上又は地下2階以下(一部を除く)、物販店舗(延べ1, 500㎡以上のもの)は3階以上が対象です。

15階以上又は地下3階以下(一部を除く)、物販店舗(延べ1, 500㎡以上のもの)は5階以上が対象です。

|                                                                |                                   |                    |                                      |                       |                       |  |  |  |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------------------|--|--|--|
| (30)                                                           | その他の設備等                           | 非常用の進入口等           | 非常用の進入口等の設置の状況                       |                       | <input type="radio"/> |  |  |  |
| (31)                                                           |                                   |                    | 非常用の進入口等の維持保全の状況                     |                       | <input type="radio"/> |  |  |  |
| (32)                                                           |                                   | 非常用エレベーター          | 乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況                   | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (33)                                                           |                                   |                    | 乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況                    | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (34)                                                           |                                   |                    | 乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況                    | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (35)                                                           |                                   |                    | 乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況           | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (36)                                                           |                                   |                    | 物品の放置の状況                             | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (37)                                                           |                                   |                    | 非常用エレベーターの作動の状況                      | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (38)                                                           |                                   | 非常用の照明装置           | 非常用の照明装置の設置の状況                       |                       | <input type="radio"/> |  |  |  |
| (39)                                                           |                                   |                    | 非常用の照明装置の作動の状況                       |                       | <input type="radio"/> |  |  |  |
| (40)                                                           | 照明の妨げとなる物品の放置の状況                  |                    |                                      | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| 6                                                              | その他                               |                    |                                      |                       |                       |  |  |  |
| (1)                                                            | 特殊な構造等                            | 膜構造建築物の膜体、取付部材等    | 膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況                   | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (2)                                                            |                                   |                    | 膜張力及びケーブル張力の状況                       | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (3)                                                            |                                   | 免震構造建築物の免震層及び免震装置  | 免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）   | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (4)                                                            |                                   |                    | 上部構造の可動の状況                           | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (5)                                                            | 避雷設備                              |                    | 避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況                  | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (6)                                                            | 煙突                                | 建築物に設ける煙突          | 煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況             | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (7)                                                            |                                   |                    |                                      | 付帯金物の劣化及び損傷の状況        | <input type="radio"/> |  |  |  |
| (8)                                                            |                                   | 令第138条第1項第一号に掲げる煙突 | 煙突本体の劣化及び損傷の状況                       | <input type="radio"/> |                       |  |  |  |
| (9)                                                            |                                   |                    |                                      | 付帯金物の劣化及び損傷の状況        | <input type="radio"/> |  |  |  |
| 7                                                              | 上記以外の調査項目                         |                    |                                      |                       |                       |  |  |  |
|                                                                |                                   |                    |                                      | <div></div>           |                       |  |  |  |
|                                                                |                                   |                    |                                      | <div></div>           |                       |  |  |  |
|                                                                |                                   |                    |                                      | <div></div>           |                       |  |  |  |
| その他確認事項                                                        |                                   |                    |                                      |                       |                       |  |  |  |
| 法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無<br>□有（                  階）      □無 |                                   |                    |                                      |                       |                       |  |  |  |
| 特記事項                                                           |                                   |                    |                                      |                       |                       |  |  |  |
| 番号                                                             | 調査項目                              | 指摘の具体的内容等          | 改善策の具体的内容等                           | 改善（予定）年月              |                       |  |  |  |
| 1(7)                                                           | 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況 | 著しいひび割れ、傾斜が生じている。  | 基礎から駆体部分まで改修する。                      | 令和〇.12                |                       |  |  |  |
| 2(11)                                                          | タイル、石張り等（乾式工法を除く）モルタル等の劣化及び損傷の状況  | 部分的にクラックが生じている。    | 劣化、損傷部分について切り取り（剥ぎ取り）後、同等の材料により補修する。 | 令和〇.12                |                       |  |  |  |
|                                                                |                                   | <div></div>        | <div></div>                          |                       |                       |  |  |  |
|                                                                |                                   |                    |                                      |                       |                       |  |  |  |
|                                                                |                                   |                    |                                      |                       |                       |  |  |  |
|                                                                |                                   |                    |                                      |                       |                       |  |  |  |
|                                                                |                                   |                    |                                      |                       |                       |  |  |  |
|                                                                |                                   |                    |                                      |                       |                       |  |  |  |

階数が3階以上の階の全てが対象となります。

建物高さが31mを超える建築物（一部を除く）が対象です。

対象外項目の全てに〇印が付けられている場合は（第三面）[2. 調査の状況]（その他）のイからハは空欄としてください。

建築物に設ける煙突です。

工作物の煙突で高さが6mを超えるものが対象です。

将来、特定行政庁が調査項目を追加した時に記入していただく欄の為、現在は空欄としてください。

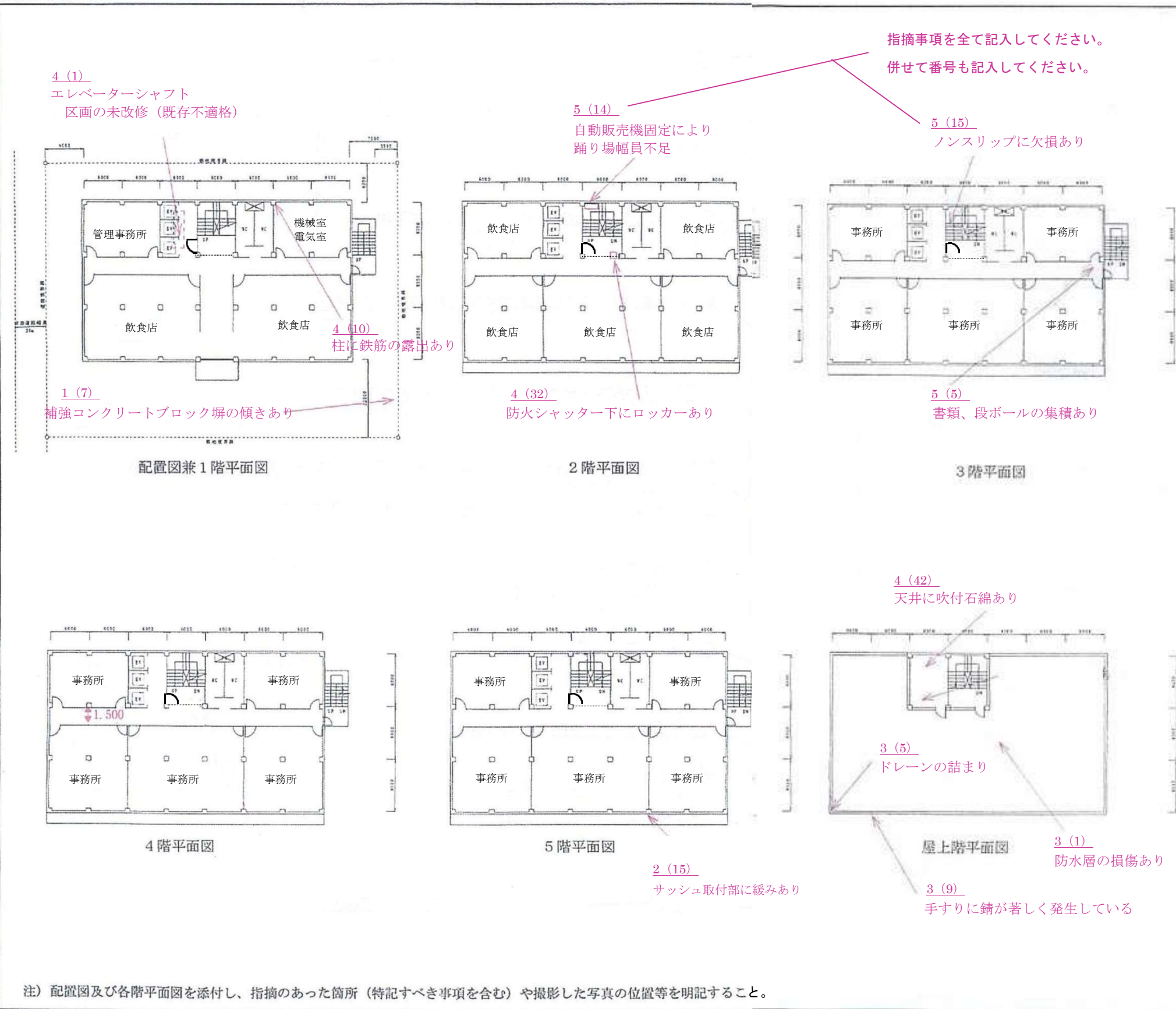
調査結果において要是正の指摘があった場合は、全ての調査項目について記入してください。

調査項目番号を記入してください。

その他の報告として特記すべき事項がある場合は記入してください。  
（その場合、番号・調査項目の欄は記入しないでください。）



注)：このページは記入例で他のページとの整合性はありません。



| 番号           | 調査項目             |
|--------------|------------------|
| 1. 敷地及び地盤    |                  |
| (1)          | 地盤               |
| (2)          | 敷地               |
| (3)から(5)     | 敷地内の通路           |
| (6)から(7)     | 塀等               |
| (8)から(9)     | 擁壁               |
| 2. 建築物の外部    |                  |
| (1)から(2)     | 基礎               |
| (3)から(4)     | 土台(木造に限る。)       |
| (5)から(18)    | 外壁               |
| 3. 屋上及び屋根    |                  |
| (1)          | 屋上面の状況           |
| (2)から(5)     | 屋上周りの状況(屋上面を除く。) |
| (6)から(7)     | 屋根(屋上面を除く。)      |
| (8)から(9)     | 機器及び工作物(冷却等设备、等) |
| 4. 建築物の内部    |                  |
| (1)から(5)     | 防火区画             |
| (6)から(16)    | 壁の室内に面する部分       |
| (17)から(22)   | 床                |
| (23)から(25)   | 天井               |
| (26)から(34)   | 防火設備             |
| (35)から(36)   | 照明器具、懸垂物等        |
| (37)から(42)   | 居室の採光及び換気        |
| (43)から(46)   | 石綿等を添加した建築材料     |
| 5. 避難施設等     |                  |
| (1)          | 令第120条第2項に規定する通路 |
| (2)から(3)     | 廊下               |
| (4)から(5)     | 出入口              |
| (6)          | 屋上広場             |
| (7)から(10)    | 避難上有効なバルコニー      |
| (11)から(23)   | 階段               |
| (24)から(29)   | 排煙設備等            |
| (30)から(40)   | その他の設備等          |
| 6. その他       |                  |
| (1)から(4)     | 特殊な構造等           |
| (5)          | 避雷設備             |
| (6)から(9)     | 煙突               |
| 7. 上記以外の調査項目 |                  |
|              |                  |
|              |                  |
|              |                  |
|              |                  |



要是正等がない場合は、この様式は添付する必要はありません。

調査項目番号を記入して下さい。

関係写真

|                                                                                    |      |                                   |                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 部位                                                                                 | 番号   | 調査項目                              | 調査結果                                                                 |
|                                                                                    | 1（7） | 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他 |
|  |      |                                   | 特記事項<br>補強コンクリート<br>ブロック塀に著し<br>いひび割れ、傾斜                             |

調査項目を記入して下さい。

「レ」点マークを入れて下さい。

指摘事項は具体的な内容を記入して下さい。

|      |    |      |                                                           |
|------|----|------|-----------------------------------------------------------|
| 部位   | 番号 | 調査項目 | 調査結果                                                      |
|      |    |      | <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他 |
| 写真貼付 |    |      | 特記事項                                                      |

- （注意）
- ① この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
  - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
  - ③ 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
  - ④ 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

## 不 許 複 製

(本テキストに掲載された内容を許可無く無断転載、複製することを禁じます)

### 定期報告に関する記載方法（特定建築物編）

平成 30 年 4 月 改訂

2019 年 4 月 改訂

令和 1 年 7 月 改訂

令和 2 年 4 月 改訂

発行 一般財団法人 なら建築住宅センター

〒630-8131 奈良市大森町 57 番地 3 奈良県農協会館 5 階

電話 0742-27-8633 F A X 0742-20-6066